

# 「宇城市子ども・子育て会議」について

平成26年7月7日

宇城市こども福祉課

## 宇城市子ども・子育て会議の趣旨・目的（役割）

市は、「子ども・子育て支援法」に掲げられている「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識を受けとめ、現に子育てを行っている保護者の方や幼稚園、保育所や子育て支援に携わる関係者の意見を踏まえた、宇城市に合った計画づくりを進めるため「宇城市子ども・子育て会議条例」を制定しました。

### 1 宇城市子ども・子育て会議の趣旨・目的（役割）

#### (1)子ども・子育て会議の位置付け

宇城市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく、審議会その他の合議制の機関として設置します。

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

#### (2)子ども・子育て会議の設置主旨・目的

宇城市子ども・子育て会議では、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映させます。

また、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、宇城市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施させるための議論を行います。

#### 【子ども・子育て支援法第77条の規定による、子ども・子育て会議の役割】

①特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について意見を述べること。

②特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定について意見を述べること。

③子ども・子育て支援事業計画※の策定・変更について意見を述べること。

※「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

④子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

### 【①②の「利用定員」について】

- ・例えば、保育所などに入ることができない待機児童が増えた状況などに対応して、市が計画に基づき、新たに施設の受入枠を増やす場合、施設に認められた定員（認可定員）の範囲内で「利用定員」を設定します。利用定員が決められた施設に対しては、保護者に代わり公費としての「給付費」などが支給されることとなります。

### 【④の「必要な事項及び当該事業の実施状況を調査審議すること」について】

- ・子ども・子育て支援事業計画は、5年を一期として継続的に策定されます。市町村の子ども・子育て会議には、「関係者が政策プロセス（※P D C Aサイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場」としての機能が求められています。

※①Plan:まず目標を設定し、それを具体的な行動計画に落とし込む。

②Do:組織構造と役割を決めて人員を配置し、組織構成員の動機づけを図りながら、具体的な行動を指揮・命令する。

③Check:途中で成果を測定・評価する。

④Action:必要に応じて修正を加える。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期も新たなP D C Aサイクルを進める。

- ・調査審議の内容として、次のことが国から示されています。
  - ◎計画の需給バランスが適切か（需要が過剰に見積もられていないか、不足して いないか）
  - ◎費用の使途実績調査や事業の点検評価（運営や自己評価の適切性の確認など）
  - ◎計画について見直すべき部分がないかなど

## 2. 宇城市子ども・子育て会議の進め方

### (1)主な審議事項

宇城市子ども・子育て会議における主な審議事項は、次のとおりです。

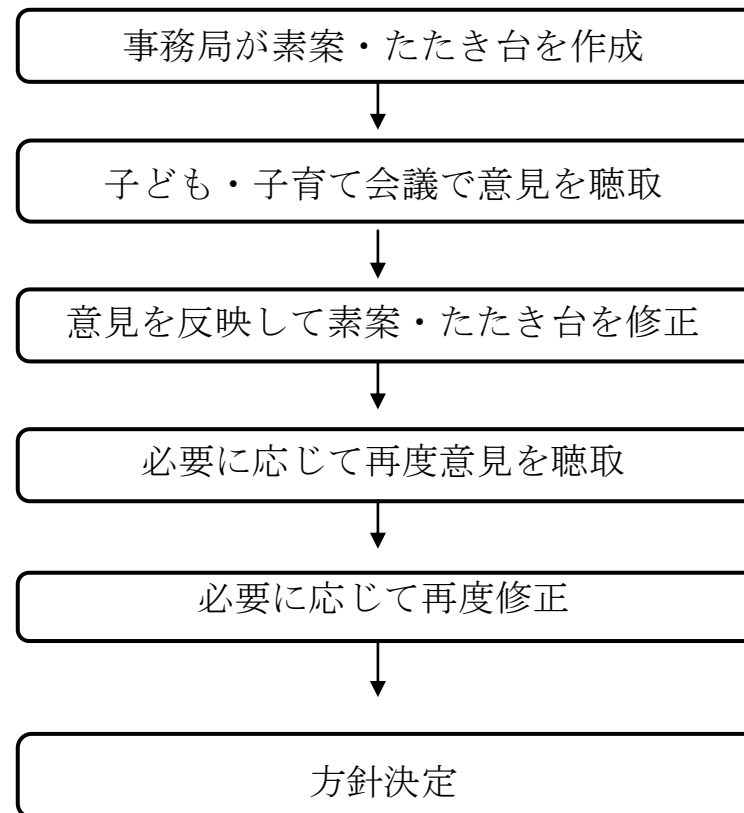
- ・子ども・子育て支援事業計画（ニーズ調査を含む）
- ・給付対象施設の利用定員
- ・その他、新制度の施行準備にあたり宇城市が決定すべき重要事項

これらのほか、新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等については、必要に応じて事務局から報告します。

## (2)審議の進め方

審議事項については、事務局が素案・たたき台を提示して会議でご意見を聴き、その内容を反映します。

《 審議の進め方のイメージ 》



## 【宇城市】子ども・子育て会議 スケジュール(案)

子育て 会議	時期	項 目	備 考
第1回	7月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度の概要(紹介)</li> <li>・本会議の役割と今後のスケジュール</li> <li>・子ども・子育て支援の現状</li> <li>・ニーズ調査結果について</li> </ul>	
第2回	7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査結果による量の見込み及び確保方策について</li> </ul>	
第3回	8月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設及び地域型保育事業、放課後児童健全育成事業等に係る条例案について</li> <li>・「子ども・子育て支援事業計画」案について</li> </ul>	
第4回	8月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設及び地域型保育事業、放課後児童健全育成事業等に係る条例案について</li> <li>・「子ども・子育て支援事業計画」案について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【システム】セットアップ</li> <li>・9月議会上程(条例案)</li> </ul>
第5回	10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て支援事業計画」決定について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【システム】本稼働</li> <li>【計画】パブコメ実施</li> </ul>
第6回	12月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援計画に基づく今後のスケジュール等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H27保育所入所案内募集開始</li> <li>・議会報告(事業計画)</li> </ul>

